

## ホイールローダー賃貸借（リース）契約書（案）

秋田県畜産試験場長 小棚木 栄作（以下、「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

### （契約の趣旨）

第1条 この契約は、当該契約対象物件（以下、「契約対象物件」という。）を乙が別紙仕様書に基づき甲の使用に供するものとする。

### （契約対象物件）

第2条 契約対象物件は、次のとおりとする。  
なお、詳細は別紙仕様書のとおり。

名 称	ホイールローダー
車 種	_____
型 式	_____
数 量	1 台

### （納入場所）

第3条 契約対象物件の納入場所は、次のとおりとする。  
大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3 秋田県畜産試験場

### （契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの  
60ヶ月とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除又は変更することができる。この場合において乙は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を甲に対し請求することができない。

### （賃貸借料）

第5条 この契約に係る賃貸借料月額は、\_\_\_\_\_円とする。  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額\_\_\_\_\_円)

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

### （賃貸借料の支払い）

第6条 乙は、毎月の賃貸借料を甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 乙の、この契約に関する契約保証金は、\_\_\_\_\_円とする。  
(又は秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除するものとする。)

(延滞利息)

第8条 甲は、乙が本契約に基づく責務の履行を怠ったときは、履行期限の日の翌日から起算して遅延日数1日につき、賃貸借料を年利2.5%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき理由により、第6条第2項に規定する期間内に賃貸借料が支払われないときは、乙は甲に対して期間満了の日の翌日から起算して遅延日数1日につき、年利2.5%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

(契約対象物件の引き渡し)

第9条 乙は、第4条に規定する賃貸借開始の日までに、契約対象物件を正常な状態で使用できるよう調整を実施し、甲に引き渡すものとする。

2 甲は、搬入された契約対象物件について直ちに検査を行い、瑕疵のないことを確認のうえ、引き渡しを完了するものとする。  
3 契約対象物件の規格、仕様、性能等に不適合、不完全その他瑕疵が認められた場合は、甲は直ちにこれを乙に通知するものとする。なお、甲がこれを実施しなかつた場合は、契約対象物件は完全な状態で引き渡されたものとする。

(賃貸借条件等)

第10条 賃貸借料に含まれる費用は、別紙仕様書のとおりとする。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第11条 甲は、契約対象物件を第三者に譲渡したり、担保に入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。  
2 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(通知義務)

第12条 甲は、契約対象物件に盗難、滅失及び毀損の事故が生じたときは、または発生する恐れがある時は、遅滞なく乙に通知するものとする。

(契約対象物件の滅失及び毀損)

第13条 甲の重大な過失によって、契約対象物件が滅失又は毀損して修理不能となつたときは、甲は直ちに書面をもって乙に通知し、残存価格に応じた賠償金を乙に支払うものとする。

(契約解除)

第14条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項を履行しないとき、又は履行しない恐れがあるときは、文書をもって通知し、本契約を解除することができる。

(契約対象物件の所有権無償譲渡)

第15条 第4条第1項の規定による契約期間の終了によりこの契約が終了したときは、乙は契約対象物件の所有権を速やかに甲に無償譲渡するものとする。

(契約対象物件の返還)

第16条 第4条第2項又は第14条の規定によりこの契約が終了したときは、甲は契約対象物件を速やかに乙に返還するものとする。

2 返還に必要な経費は乙が負担するものとする。

(信義、誠実の義務及び協議)

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の定めない事項又はこの契約の各条項について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3  
秋田県畜産試験場長 小棚木 栄作

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_